

近代における政始について

吉田 ますみ

はじめに

昭和三（一九二八）年一月四日、皇居東一の間において、大正十五（一九二六）年十月二十一日に公布された皇室儀制令（以下、儀制令）に則ったはじめての政始が執り行われた。^① 政始とは、古代以来の外記政や吉書奏、社寺伝奏、武家伝奏などをルートとする、近代の天皇への神宮祭典および政務の報告儀礼である。慣習としては明治二（一八六九）年から存在していたが形式は一定せず、明治期から続いた事業の最終段階である大正期の皇室制度整備^②のなかで明文化された。やや冗長となるが、政始という儀礼のイメージを把握しておくため、また本稿はこの記述をすべての出発点とするため、『昭和天皇実録』昭和三年の該当部分を引いておきたい（傍線引用者、以下同じ）。

四日 水曜日 政始につき午前九時四十五分御出門、十時宮殿内東一

ノ間に出御される。続いて内閣総理大臣田中義一以下各国務大臣・宮内大臣一木喜徳郎・枢密院議長倉富勇三郎が参進し、本位に就く。また内閣書記官長・同書記官、宮内次官・同書記官は扉内に候す。内閣総理大臣より神宮の事、各庁の事として左の奏上を受けられる。

神宮祭主申昨昭和二年中神宮恒例諸祭典総而無滞被為遂行候事次に宮内大臣より皇室の事として左の奏上を受けられる。

昨昭和二年中宮中諸祭典総而無御滞被為遂行候事終わって入御され、その後、赤坂離宮へ御帰還になる。

今回の政始の儀は、大正十五年十月二十一日の皇室儀制令公布後初めてのものです。従来は神宮の事、ついで各庁の事として内閣書記官より奏上があるところ、今回よりは、国政の奏上と皇室に関する奏上とを明確に分割するとして、新たに宮内大臣が皇室の事を奏し、従来宮内大臣の名を以て奏せられた神宮の事は内閣総理大臣の奏上に改められる。内閣総理大臣の奏は各庁政務を、宮内大臣の奏は皇室全般を包括するものとされ、これにより神事によって万機の総攬を表徴される。

また参列者についても従来は内閣総理大臣・枢密院議長・国務大臣・会計検査院長・警視總監・東京府知事のところ、今回からは国務大臣・宮内大臣・枢密院議長へと改められる。

儀制令による変更内容は後に詳しく検討するが、新制度に沿った政始の挙行を記録した『実録』の内容を要約すると、内閣総理大臣が前年中の「神宮恒例諸祭典」が滞りなく行われたことを「神宮の事」および、「各庁の事」(各庁政務)として奏上し、宮内大臣が前年度中の「宮中諸祭典」が滞りなく行われたことを「皇室の事」として奏上するという手続きによって、天皇の神事(祭)による「万機の総攬」が象徴される、ということになる。

結論から述べれば、政始という儀礼へのこの祭政一致論的評価は『実録』編纂者はもちろん大正十五年の儀制令制定者によってなされたものでもない。元の文章は昭和十四年から十五年にかけてやや駆け足で執筆されたものと思われる宮内省図書寮編『現行宮中行事調査部報告』(全四十巻)のうち『同 政始』の巻(以下『年中行事報告』)にある。一連の報告書は図書寮が「本寮所蔵古文書記録並宮内省公文書」を主な典拠としながら、関係文書が整理され閲覧可能な昭和六年を「現制」の基準として二年半をかけて調査、編纂したものである。⁽⁴⁾昭和十五年といえれば紀元二千六百年事業として「肇国創業以来一貫する光輝ある国史の成跡と多彩なる皇国文化の精華を中外に顕揚するため」の歴史関連事業が計画されており、皇室行事の起源、変遷を古代にまで遡り各種儀礼を「国体」のなかに位置づける『年中行事報告』も、紀元二千六百年事業と無関係ではなかったものと推察される。もちろん、国家法人説を葬った国体明徴声明(昭和十年)後の世

界である。

こうした背景を有する同報告は、大正十五年制度変更後の政始を、「国家統治権ノ主体トシテ万機ヲ総攬シタマフ」天皇を儀礼の主体とし「天皇御親ヲ天下統治シタマフノ事実ヲ明確ニ顕現」するものであり、「始メテ翼賛奉仕ヲ旨トスル我ガ国政治ノ本義ヲ完全ニ発揚スルモノナリト称スルヲ得」せしめた契機として位置づける。そしてまた、内閣総理大臣、宮内大臣が「祭典」のこのみを「政」として上奏する事実をもって「祭政一致ノ国是ニ則シタマハントノ深キ勲旨ニ基キ、神事ヲ以テ万機ヲ表徴アラセラレタルニ外ナラザルベシ」と記述する。⁽⁶⁾『実録』における儀礼の祭政一致論的制度的変更の評価はここに依拠するものである。⁽⁷⁾

大正期に定められた政始の形式が昭和十年代における天皇主権説や祭政一致論(およびそれを一部とする国体論)との接続が容易なものであったことは事実である。⁽⁸⁾本稿が問うのは、その政始がどのような経緯で誕生したのか、つまり天皇が「国家統治権ノ主体トシテ」神事によって万機の総攬を表徴⁽⁹⁾する、あるいは本居宣長、植木直一郎らの「まつりごと」解釈から始まる「服従・奉仕・翼賛ノウチニコソ我ガ国政治ノ本義ハ存スベケレバナリ」という昭和戦前期の天皇制言説の根拠ともなった儀礼が明治、そして大正後期の政府、宮中から生み出された事情であり、その本来の意義であり、結論から言えば『年中行事報告』にみられるような再解釈を準備したものである。

ところで日本語での成果に限ってみても『王権と儀礼』⁽¹⁰⁾のように「国家」における儀礼の意味は普遍的な問題であり、「国家儀礼は、国家というものの本質を示すテキストになる」という指摘は当然、戦前日本の君主制にも当てはまる。そして近代天皇制研究は、明治維新以

来の統合、支配といった視点から可視化された「天皇制イデオロギー」やその宗教的、社会的作用に主な関心が向けられてきたと言つてよい。⁽¹²⁾しかし、政始という儀式は宮中の閉鎖空間で行われ、その空間には天皇、国務大臣、宮内大臣、枢密院議長のほか侍従長や侍従武官長など数名の宮内省関係者しかおらず国民に開かれることはない。

国民がその儀式の存在に触れるのは年に一度、新聞が毎年同じように伝える開催の事実記事によってのみであり、政始は直感的な尊皇心や崇敬心と呼ばれるものを国民に芽生えさせあるいは埋め込むものではない。そこには主体的参加者ないし直接の対象者として国民は存在せず、政始という儀礼の設計および運用において、国民生活との接続は（特に『実録』が書いた再解釈以前は）時のほとんどの主体に意識されていなかったと考えてよいだろう。しかし、当然ながら天皇制と政始が無関係であると断言することには無理がある。繰り返しになるが儀礼それ自体の形式が、天皇主権および祭政一致という「国体」を可視化したものと解釈可能であった。『年中行事報告』の内容は昭和戦前、戦中期における神道的イデオロギーを権威づけるための事象や用語のよくある再発見⁽¹³⁾のひとつとも言えるが、本稿で論じるように政始は歴史の変動の定点観測者であり時の政治主体らの立憲政体の理念や理解を写す鏡であった。⁽¹⁴⁾立憲君主制が「天皇制」に絡め取られる過程を政始という儀礼を通して検討してみたい。⁽¹⁵⁾

第一章 政体と政始

第一節 その淵源

先述したように政始は明治二年に正月行事として創始された。新政府が明治二年という版籍奉還、廢藩置県以前の明治最初期に必要とした政始という儀式は、どのような役割を期待されていたのか。本章では大正十五年までの政始の実態と変遷を紐解くことでその象徴の自身を検討したい。まずは参考までに政始を構成する政務奏上、神事奏上のそれぞれの淵源に触れておきたいのだが、本節の内容は特に断らない限り『年中行事報告』に依拠している。先述した時代背景を有する同史料であり古代儀礼の評価にもその神道的イデオロギーは存分に発揮されているが、同時に近世以前の史料を詳細に検討しており大筋での事実関係については同調査に拠っても大きな間違いはないものと考ええる。⁽¹⁶⁾

『年中行事報告』は明治二年の政始の創始について「本儀創定ノ動機或ハ経過ニ関シテ考察ノ歩ヲ進メントスルニ、遺憾ナガラコレヲ適確ニ推知スベキ適正ナル資料ヲ手ニスルヲ得ズ」としながらも、「維新以前ニ於テハ現行ノ如キ性質ノ政始ノ儀ハ存在セズ」、しかし「何等カノ意味ニテ現行政始ノ淵源タル資格ヲ有」する諸儀式は確かに存在したと述べる。挙げられるのは平安期以来の官政とそれにかわって台頭した外記政が年中行事化した官政始、外記政始であり、政務聴取、決裁の場としての近代の政始の淵源は主に室町時代まで続いた外記政始（旧制政始）に求められる。ただし両儀礼は上卿以下の公卿と弁

官らの間に行われるものであるため、合わせて天皇への政務奏上儀礼の淵源として同じく平安期に登場した吉書奏が挙げられる。『建武年中行事』では一式として捉えられている両儀式¹⁷、つまり「大命ヲ奉ジテ官僚大政ヲ統理」する旧制政始と、現行政始より事項は限定的ではあるが「既ニ統理セル大政ヲ天皇ニ覆奏〔ママ〕」する吉書奏が宮内省の言う現行政始の淵源であった。

神事については院政期の伝奏を経て室町時代に社寺伝奏が定着し、神宮伝奏（伊勢神宮）、賀茂伝奏、石清水伝奏といった各神宮に対応した伝奏が設置された。これらは武家政権下において歳事化し、江戸時代を経て各社奏事始として明治まで続くことになる。明治二年には政始とは全く別の日程で挙行された神宮奏事始（十一日）、賀茂奏事始（十二日）であったが、明治三年には神宮奏事始が政始と同日の四日に合わせて執り行われ、賀茂奏事始も氷川神社¹⁸への奏事始と合わせて明治五年より式次第上は神宮奏事始と同様に政始の前に行われることとなった¹⁹（実際には明治十二年まで賀茂・氷川両神社の奏事が行われていた²⁰）。そして新暦を採用した明治六年に奏事始は完全に政始の一部としてその名称を失い、明治十三年には賀茂・氷川神社への奏事が消滅し「神宮の事」と「各庁の事」が政始のプログラムとして確立した。なお、「神宮の事」のみの奏上をもって「各庁の事」の奏上も兼ねるといふ形式は、少なくとも後述する大正十年の皇室制度審議会の時には常態化しており、法令化のなかで新たに規定されたものではない。その経緯については明らかでないが、宮内省も実際にはない二度の奏上を常に記録していることから考えると、後述する儀礼の簡略化のなかで惰性的に生じた変化と思われる。もちろん、全国神職会など民間神道系団体は政始を「祭政一致」の象徴として積極的に捉えた

²³が、のちの儀制令審議のなかにも伊勢神宮の祭典が政務を代替するという発想は存在せず「神宮の事」のみが奏上されている慣例に意を払う者もいなかった²⁴。制度設計者のうちに積極的な祭政一致論的視角は認め難い。次節では「各庁の事」について詳細に検討する。

第二節 「内閣」のなかの天皇

明治政府初めての「政始の儀」は明治二年一月四日、京都小御所において行われた²⁵。「補相・議定・参与・五官知事・同副知事・京都府知事・弁事・権弁事・五官判事・京都府判事等」が集まる場に天皇が出御すると、補相岩倉具視が天皇の勅書を奉読したのち、議定が「宮中の慶事」を奏上、ただし行政官たる弁事からの奏事は長である補相による奏聞をもってかえられた。もちろん、天皇權威を利用した新政府の正統性調達手段であったことは言うまでもないだろう。ただ、このとき天皇は勅書とは別に東北平定に功績ある将卒への行賞を命ずるなど、政始は双方向のかつ実際に政務報告としての内容を伴う行事として始まった。天皇からの勅語・勅書は以後行われることはなくなつたが、政府各所からの政務上奏は毎年詳細に行われた。例えば明治三年には「弁官・民部省・兵部省以下東京府に至るまで順次に其の治績を奏し、又は書を以て上奏」し、明治六年には左院代表者、外務卿副島種臣、陸軍大輔山縣有朋、文部卿兼教部卿大木喬任、工部大輔山尾庸三、東京府知事大久保一翁が軍事外交行政等の現況を上奏している。より詳細に内容を追うと例えば明治七年には戸籍事業の完了、「金銀銅の三貨幣大小完備せる事」、政府財政状況、士官学校の設置、鉄道工事現況が、明治八年には『日本地誌提要』七七卷および『太政類典』二九九卷の編纂、全国への警邏設置、郵便事業、教育事業などが

奏上された。明治初年における政始は明治国家建設経過の天皇への報告の場であった（口頭での裁可の有無は不明）。ただし、明治初期における「政」の上奏のあり方、つまり明治政府と天皇の政務をめぐる接続のかたちはその目まぐるしい情勢のなかで変容を続け、『明治天皇紀』の記述を追う限り明治六年以降の政始は年間を通して実施される正院への天皇臨幸を伴う政務聴取の、言うなれば年初めの儀式としての性格を帯びていく。同年には年間二十回余りであった臨幸政務聴取は、翌七年には四十回余り、八年には毎月四日と九日を定日とし同じく四十回余り、明治九年には毎週金曜となり、明治十二年には月・水・金が「内閣臨御ノ日」とされ「内閣日則」が定められた明治十三年三月以降は「日々臨御あらせらるゝ」となった。⁽²⁶⁾ 加えて、先に列記したような詳細な政務上奏は「動もすれば其の奏状を文飾せんとして事実を失ふが如き弊なきにあらざるを以て」明治十一年の政始から廃止され、政始での奏上は、各庁が太政官に上申した「叙任・昇級の類及び吉慶に関する事」の一部を太政官書記官が天皇の前で読み上げるという形に簡略化された。⁽²⁷⁾ 更にこの年から「大臣及び参議等日を期して御座所に祇候」し政務を上奏することが例となっており、これは各大臣単独での文書による奏請・裁可のシステムが成立し（明治十二年九月）、公文書決裁から「天皇の万機親裁」の体制が確立が看取される時期とも重なる。天皇が十分に政策決定に関与する政治体制、つまり「天皇親政」のための環境整備とその実践と並行して政始は簡略化、儀礼化していったと考えられる。

しかし、周知のように「天皇親政」が何を意味するか、何によって実現されるかという点には政府内外においてビジョンの相違が存在していたし、国内外情勢の変動のなかで変化するものであった。⁽³⁰⁾ それで

は明治ゼロ年代後半から十年代の政始が儀礼として象徴した「天皇親政」は具体的にどのようなものであったか。それは政始が行われる空間によって説明される。当初京都あるいは東京の皇居内小御所で執り行われていた政始は、明治四年の官制改革を経た五年以降は「正院」、十一年は「内閣」、十二、十四年は「太政官政庁」、十五、十八年は「太政官」、そして十八年内閣制度発足後は「内閣」に天皇が臨御する⁽³¹⁾ たちで挙行されている。そして明治二十九年に宮城内「内閣東一の間」で行われたのを例として三十二年以降は同所で、⁽³²⁾ 同所が日露戦争の大本営会議場となった三十八年の変更以降は「内閣西一の間」で行われるようになった。「宮中（宮城）のなかの内閣」が政始の舞台だったのである。そこに表徴されるのは「内閣と直結する天皇」という宮府一体である。天皇の内閣親臨の強化は、明治十一年の大久保利通の死後、藩閥政府における有司専制と天皇親裁の形骸化を批判する元田永孚や佐佐木高行ら侍補の天皇親政運動に対する岩倉具視や伊藤博文ら政府の技術的対抗策としても選択されたが、「凡ソ内外政務ノ重大ナル者ハ大臣参議ヲ召シテ御前ニ事ヲ議セシメ」ることを原則とする宮中を離れた「太政官の中の天皇」⁽³⁵⁾ 像は、政府の目指す天皇親政の原理のひとつでもあった。明治十年八月に伊藤が明治六年の皇居および太政官焼失以降太政官と赤坂仮皇居が離れていることの「万機総攬」への不便性から太政官を宮中に移すことを上奏し仮の内閣が御座所に設置されたことはよく知られている。政始に包摂されていたのは、内閣制度や明治憲法が完成する以前の、宮中空間を離れ、内閣臨御を具体的方法のひとつとする「立憲ノ政治」（岩倉具視）に基づいた天皇親政論⁽³⁷⁾ であつたと言える。

ところが、既に明らかにされている通り天皇の内閣臨御はその後の

憲法制定過程において井上毅が明文化を求め続け、しかし叶わなかった事項である。⁽³⁸⁾ 議院内閣制の誕生を忌避する井上は内閣臨御などによって「天皇大権の至高性」を「主義」として憲法条文に挿入しようと試みたが、内閣を統治の中心とする（統治責任の所在とする）「行政国家」の制度化を目標とする伊藤と対立しあるいは相互に妥協した⁽³⁹⁾。その結果として、明治憲法における立憲的な「天皇親政」は内閣臨御という形式ではなく伊藤が主張した井上が拒否した國務大臣の補弼責任（帝國憲法第五五條）によって実現されるものとなった。宮府関係は補弼システムに担保されたのである。内閣臨御と補弼責任の（少なくとも伊藤にとつての）置換可能な関係性は、明治十八、十九年の内閣制度創設とその補弼原則を制度化した公文式公布以後に、天皇と内閣の間に信頼関係が必要とされる状況にありながら伊藤が「機務六條」により天皇の内閣臨御を総理大臣が奏請した場合のみに変更しその回数を激減させた⁽⁴⁰⁾ことにも現れている。しかし、井上にとつては「君主ノ常ニ國務ニ關係スルコトヲ保証」し「法律上君主ヲ離レ独立スル所ノ大臣ノ權力ヲ成立セシメザル」ことによって「議院政治若ハ人民主権ノ主義ニ反対」する内閣臨御⁽⁴¹⁾と、内閣を独立機関とし天皇と政府の一体性を危うくし政党内閣の誕生を予見させる大臣補弼の原則は正反対の意味を有するものであり、およそ置換可能ではなかった。

以上から、明治二年に創始された政始は内閣臨御という点において明治二十二年の明治憲法発布に至るまで「王政復古の理想であった天皇親政主義」、「維新以来の天皇親政の制度的な過程」⁽⁴²⁾の象徴的儀礼であったと言える。しかしその物語は「立憲君主」生成のなかで明治一八年や二十二年に時を止められ、明治立憲制の内において一年に一

度、しかし着実に、「天皇親政」の抜け殻として形式化していった。明治三十四年、天皇が不例のため臨御せず内閣総理大臣伊藤博文も「病みて出仕を欠」いた際、各大臣は一応東一の間に参加したものの「特に奏聞すべきことこれなき旨」を奏上し、加えて以後は参列時の服装を礼服ではなく「通常服」とするよう規定が改められた⁽⁴³⁾。

しかし、その政始の儀礼性を再発見した人物がいた。桂太郎である。先に触れた明治十一年の太政官書記官による奏上の読み上げ形式は内閣制度発足後には内閣書記官に引き継がれ、明治天皇がインフルエンザのため出御せず内閣総理大臣山縣有朋が恐らく私的に「神宮の事其他奏上」をした明治二十四年を除き内閣書記官が上奏文を読み上げていた。⁽⁴⁶⁾『年中行事報告』もまた「政始ノ儀ノ實際ノ奏者ハ後長ク内閣書記官ヲ以テコレニ宛テ、大正末年ニ及ベリ。而シテ前述セル神宮ノ奏事モ、形式上宮内大臣ノ名ヲ以テセラレタレドモ、同ジク實際ノ奏者ハ内閣書記官ナリシ」と明治、大正期の儀式録を引いて記述している。しかし、宮中から転身し三度目の内閣総理大臣の職に就いた桂は、就任直後の大正二年正月、大正天皇はじめての政始において自ら神宮奏事、各庁奏事を行ったのである。⁽⁴⁷⁾ 周知のように第二次西園寺内閣期からその後継内閣構想は多様な政治主体、派閥によって練られており、西園寺内閣が総辞職した十二月五日以降の後継首相選定と組閣は複雑な政治的処理と妥協の過程であった。⁽⁴⁸⁾ 組閣において天皇の勅語を調達する必要があるほどの不安定な政治状況のなかで桂が政始に掛けたのは「天皇と内閣の一体化」ではなく、天皇から内閣首班個人への信任の表章と理解できる。内閣臨御が憲法上に意味を持たない明治憲法下において、政始は首相の権威調達の道具として再発見された。⁽⁴⁹⁾ 「儀礼は、そのパフォーマンスが大事なのである」。

第二章 政局と政始

第一節 大正期の政始

以上の経緯を踏まえ、本章では政始の明文化の過程を検討する。政始は大正十五年の皇室儀制令のなかに挙行と式次第を規定されたが、それは明治後期以来の皇室制度整備の一環であった。その始点は伊藤博文が設立した明治三十二年の帝室制度調査局にあり、調査着手方針の基底は「皇室ハ国家ノ要素ニシテ、宮内省モ亦国家ノ官庁」とするものであり、公文式の改正をはじめとする制度改革はその重なりや曖昧な領域を認めながら法制上における宮中と府中の関係を模索する作業となった。⁽⁵¹⁾ 儀制令を実際に審議した帝室制度審議会は、大正五年十一月に宮内大臣管理下に設置され、明治三十年代の帝室制度調査局のもとで調査が行われながら未発表となっていた諸皇室令の審議再開、公布を目的とした。⁽⁵²⁾ 伊藤博文が率いた帝室制度調査局の副総裁をつとめた伊東巳代治が総裁をつとめ、正式な構成員として宮内官、司法官、法制局官僚が集められたが、実際の議事には規定外の御用係として多くの宮内官が参加し発言するなど、制度整備には宮内省の積極的な対応が必要であった。⁽⁵³⁾ 本稿が扱う儀制令は、伊藤博文帝室制度調査局総裁の名で明治四十一年に「皇室儀制令案定本」という草案が既に作成されていたものの、他の皇室令と同様に調査局廢局により審議が停止していた。大正十年一月に委員会での審議が開始され、十一年七月に総会での審議を終えたのち一旦進行が止められながらも十三年六月に再査として審議再開、同様に委員会と総会を経て十四年十二月、翌一

月に枢密院での審査を終え、皇室儀制令は十五年十月に他の皇室令と同時に皇室令第七号として公布された。一連の審議経過とそのなかで浮上した論点は既に西川誠氏によって明らかにされているが、本稿では第一章の内容を踏まえそれぞれの論点をより追究することで議事録とその背景を捉え直したい。

明治四十一年一月付の「皇室儀制令案定本」⁽⁵⁵⁾（以下、定本）は「帝室制度調査局残務取扱ノ大命」により作成されたもので、「惟ルニ大宝令ハ所謂儀制ハ包含極メテ広シト雖要ハ重ヲ朝儀ニ繫ケタリ因テ其ノ主義ヲ酌度シ維新以来隨時経行スル所ノ朝儀ヲ審詳シ力メテ之ヲ一律ノ規矩ニ帰セシメ兼テ皇室ノ紋章旗章及鹵簿ノ制ヲ規定」することを目的とする（上奏文）。第一章朝儀、第二章紋章及旗章、第三章鹵簿、附式から成り、朝儀として新年朝賀式、政始式、新年宴会、紀元節宴会、天長節宴会、講書始式、歌御会始式、帝國議會開閉院式、親任式、位階等親授式の開催を明文化しながら「本章（第一章）ニ掲ケサル朝儀ハ臨時ノ勅定ニ依ル」との余白も確保した。各朝儀の式次第は別に定める附式に求められる（第八条）。政始については第三条に「政始式ハ一月四日内閣ニ於テ之ヲ行フ」と第一章で述べた慣例通りの挙行を定め、義解および附式にその式次第を草したがその内容については本章第二節に譲り、まず周辺の審議内容を整理しながら政始の性格を確認したい。

大正十年三月の特別委員会では、まず「抑モ朝儀トハ何ゾヤ。之ヲ宮中ノ儀式ト解スルトキハ政事関係ノコトヲ朝儀ト云フハ奇ナラスヤ」と「朝儀」の意義ないし範囲が問題となり、政始、帝國議會開閉院式、同閉院式を朝儀として儀制令中に規定すべきかという問題が「皇室儀制令再査二関スル予決問題」一覧の筆頭におかれた。⁽⁵⁷⁾ 司法官僚鈴

木喜三郎は、「内閣」において行われる政始、帝国議会での開閉院式は宮中の事務ではなく「国ノ政治ニ関スル事項」であるために朝儀とするのは不適當であり、また「元來宮中府中ニ関連セル事項ヲ皇室令ニテ定ムルハ可ナルモ専ラ國ノ政治ニ関スル事項ヲ皇室令ニテ定ムルハ不可ナルヘシ」と皇室令内で政治事項を扱うことは不可能であると主張する。宮内省が所管すること、内容が国務に關与しないことを朝儀（と皇室令事項）の条件とするものである。しかし、委員会では朝儀の範圍を広く確保したい二上兵治（枢密院書記官、宮内省御用係）や宮内省關係者に議論が誘導され、鈴木の論理は親任式や親授式といった「国ノ事務」、「内閣ノ事務」が朝儀となることから否定された。宮内省の希望と「宮中府中ノ区別ノミニヨリ朝儀ト否トヲ分ツ能ハサル場合アルヘシ」（平沼騏一郎、検事総長、十三年時は枢密院顧問官）という現実的な意見より政始、開閉院式は朝儀として儀制令に含まれることが決定する。⁽⁶⁰⁾

なお、一貫して朝儀を広く設定しようとした二上は所管の曖昧であった軍旗授与式を「一ノ朝儀ナレハ宮内省ニテ行フヘキ」とも主張している（先に述べた所管と定義の關係の倒錯⁽⁶¹⁾）。二上は「朝儀ハ成ルヘク之ヲ盛ンニスル趣旨ニ基キ」、朝儀の拡大および各儀式の開催の事実を固執した。そこで発せられた「天皇臨御ナキトキハ性質上他ニ代理セシムルコトヲ得サルモノヲ除キ天皇家アルトキハ凡テノ朝儀ヲ御名代ニ代理セシメラルコトニ規定シ事故アルトキト雖朝儀ハ廢セラレサル様シタシ」という二上の言葉から浮上するのは、天皇が出席しない（できない）場合に儀式を中止するか、挙行するか、挙行の場合は名代を置くか置かないか、つまり、当該儀式が天皇制のなかで担う役割に天皇の肉体の存在が必要か否かという論点である。

明治四十一年の定本では新年朝賀式、新年宴会、講書始、歌御会始、紀元節宴会、天長節宴会を天皇服喪の場合中止とするが、政始、帝国議会開院式および閉院式、親任式親授式等は「多ク國家ノ政務ト至大ナル關係ヲ有ス故ニ」中止規定から除外された。⁽⁶³⁾ 大正十年の委員会では服喪の場合に加えて撰政設置を前提として「天皇家アルトキ」の処理が議論される。⁽⁶⁴⁾ 問題となったのは、帝国議会開院式、閉院式、政始、そして講書始と歌会始である。ただし開院式および閉院式はそれまでも天皇家の場合には不在のまま執り行われていたため代理なく実行することとされ、政始も天皇出御なくとも行うべきとされた。問題は一年を通して行われる進講の年初行事である講書始、同じく年初の歌会である歌会始に個人としての天皇の存在が必要かどうかであり、このことを問うには儀礼が担う象徴の中身を再考する作業が必要となった。

朝儀開催の事実を優先する二上や小原駿吉御用掛には各儀式の性格の相違は問題とならず、新年宴会が天皇不在で行われたように政始や講書始、歌会始も天皇出御なくとも実施すべきと訴えるが、岡野敬次郎（行政裁判所長官）や平沼は講書始や歌会始の特殊性に留意する。⁽⁶⁶⁾ 曰く、講書始は「天皇カ学者ヲ師トシテ講義ヲ聽シ召サルト云フ趣旨」であり、歌会始は「御前ニ於テ和歌ヲ御披露スルコト」が趣旨であるため、天皇本人の出御がなければ挙行することはできない。ここに、かつて同様に個人としての天皇を相手とした年初行事であった政始が講書始、歌会始とは完全に別種の儀礼になっていることを確認できる。講書始「一ノ式」ゆえ代理可能という小原への、岡野の「単二式ナリト云フトキハ壁ニ向フテモ形式的二式ニ行フヤ」という切り返しは同時に、岡野を含む出席者全員が天皇の出御不要と見

なす政始⁽⁶⁷⁾の性格を示唆している。ここで議論されている政始は機関説的な機能としての天皇とその統治大権の象徴であった。

そのような代理可能な政始には、大正十年の審議後の儀制令附式修正案において「天皇事故アリ皇太子又ハ親王ヲ行ハシテ本儀ヲ行ハシムル場合ニ於テハ天皇ニ関スル儀注〔附式中の事項、つまり式次第〕ハ其ノ皇族ニ之ヲ準用ス」との注意書きが添えられ、⁽⁶⁸⁾実際に大正十一年からは皇太子裕仁が摂政として政始をつとめるようになる。⁽⁶⁹⁾ところが大正十三年の特別委員会再査では「政始ノ注意書ニ関連シ天皇事故アルトキハ大権事項ヲ大権施行ノ機関タル首相以下ニ委任スルハ可ナルモ皇族ヲシテ行ハシムルハ不可ナリト論内閣ニアリ、大演習ノ講評モ皇太子参列セラレタルニ拘ラス参謀総長之ヲ行ヘル例アル故政始ノ儀ノ注意書ハ削除可然」との意見が提出される。⁽⁷⁰⁾天皇大権に触れ得るのは天皇あるいは「大権施行ノ機関タル首相以下」であり、皇族（皇太子）は代理不可能というのである。いまは前半部分のみを検討してみると、政始における天皇の役割を内閣総理大臣に委任する場合、内閣総理大臣が内閣総理大臣に政務報告をするという形式上の奇妙さは措いておいても、そこには先述の出御不要論以上に天皇という存在との関係が必要とされていないことは確かである。時の内閣は加藤高明護憲三派連立内閣であり、この政党内閣の政始解釈の主軸は明治初年とも大正二年の桂のそれとも異なる、天皇機関説および政党中心の政治を前提とした統治権の所在であったと言えよう。⁽⁷²⁾

その後も講書始の代理可否を中心に大正十年総会でも事故時の対応は議論が続けられるが、結局大正十三年の特別委員会再査で第八条「天皇喪ニ在ルトキハ新年朝賀ノ式新年宴会紀元節ノ式天長節ノ式講書始ノ式及歌会始ノ式ハ之ヲ行ハス。摂政喪ニ在ルトキ亦同シ」に加

え第九条「天皇事故アリ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ帝國議會ノ開院式及閉院式ヲ除クノ外臨時ノ勅定ニ依リ本章二掲クル朝儀ノ全部又ハ一部ヲ行ハサルコトアルヘシ。摂政事故アルトキ亦同シ」を挿入し、附式にも全ての朝儀について「天皇事故アリ其ノ他已ムルコトヲ得サル事由アルトキハ儀注ハ之ヲ節略スルコトアルヘシ。摂政事故アルトキ亦同シ」と記入することで出来る限りの余地を設定し当面の問題は避けられた（皇族代理の注意書きは削除）。⁽⁷³⁾大正十年の総会終了時には「天皇喪ニ在ルトキハ新年朝賀ノ式新年宴会紀元節ノ式天長節ノ式講書始ノ式及歌会始ノ式ハ之ヲ行ハス。天皇事故アルトキハ前項ノ朝儀ハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ」（第八条）⁽⁷⁴⁾とあるのみだったため、政始について言えば大正十三年の修正により天皇事故時の挙行が必須ではなくなったことになる。政始は、宮中喪という私的空間から遊離するという点では議會開閉院式と同質の國務行事であり、しかし天皇事故あるときに条文上は中止可能という点では開閉院式とは一線を画す宮中儀礼であった。政始の儀礼としての特殊性（それは解釈の余地を広範に有することを意味する）はこのように説明されよう。

第二節 「宮中」への解放

はじめに冒頭でひいた昭和三年の『実録』では儀制令による変更点として、「国政の奏上」と「皇室に関する奏上」が設定され宮内大臣による後者の奏上が追加されたこと、内閣書記官ではなく内閣総理大臣と宮内大臣による奏上となったこと、および会計検査院長、警視總監、東京府知事を参列者から外す一方で宮内大臣を参列者に加えた点が指摘されていた。一部参列者の除外は「徒ラニ旧慣ヲ踏襲シ」た結

果各機関代表者の参列資格の有無が「不均衡」になっている現象への対処と思われる、国務大臣、宮内大臣、枢密院議長への限定に帰着したものである。宮内大臣の参列はその奏上参加の結果に一見思われるが、本節では宮内大臣の儀礼参加の経緯および奏上者の変更、そして『実録』が指摘していないもう一つの変更点について検討する。先に触れたように伊藤博文の定本では「政始式ハ一月四日内閣ニ於テ之ヲ行フ」としていたが、公布された儀制令は「政始式ハ一月四日宮中ニ於テ之ヲ行フ」というものだったのである。西川氏はこの変更について大正十三年の審議から次のように触れている。「宮相の奏事あり宮中がよいとの意見もあつたが、慣例により内閣となつていた。後に宮相が内閣と交渉し、宮中での朝儀となつた（理由不明）⁽⁷⁶⁾」。結論から言えば、本稿もこの変更点の明確な理由を明らかにするものではない。それでも、伊藤の帝室制度調査局が天皇、皇室の制度化だけではなく内閣による一元的な統治実現を目指していたこと⁽⁷⁷⁾や、明治後期から大正期までの「宮中・府中の別」をめぐる研究の進展を踏まえながら、政始において「内閣」と「宮中」が持つた意味を明らかにし、公布されたものが「政始式ハ一月四日内閣ニ於テ之ヲ行フ」ではなく「政始式ハ一月四日宮中ニ於テ之ヲ行フ」となつた事実を明治以来の憲法体制と天皇制のなかでもう一度検討してみたい。

まず、伊藤の定本⁽⁷⁸⁾の段階では宮内大臣の奏上は未だ追加されておらず、宮内大臣は天皇が内閣に出御する際に式部長官とともに前行するとされた。慣例では宮内大臣は国務大臣、枢密院議長ほか参列者と同様に内閣に参集し天皇の出御を待つことになっており、明治四十一年の定本は出席の形態について単純に宮中と府中の別を整理したものと理解できる。

肝心の宮内大臣による奏上案は大正十年二月の主査委員会終了後の修正案に登場する。主査会の議事要録によると岡野敬次郎が「附式ニヨレハ政始式ニ於テハ総理大臣各庁ノ事ヲ奏ストアルモ宮内大臣亦宮内省ノ事務ヲ奏スルコトシタシ」と述べているのみで、挿入の動機は判然としない。後述する「内閣」「宮中」問題では岡野は一貫して宮内省の要求を否定しており、宮内省の宮相奏事追加の要求の有無に関わらず、岡野の対応は明治後期以来、自身も御用係として参加していた帝室制度調査局が審議を重ねてきた宮中・府中論の経験から儀式内容の形式的均衡をとろうとした法制官僚の処置として解釈すべきであろう⁽⁸⁰⁾。大臣補弼を必要とする「国務」と必要としない「純然たる皇室の事務」の別、あるいは後者を包摂するものとしての「国家の事務」を法制度にどのように組み込むかが帝室制度調査局や審議会での大きな論点であつた⁽⁸¹⁾。その経験は「内閣」「宮中」問題の拗れから宮相奏事削除案が浮上した際に「首相ノミニテハ皇室ノ事残ル故宮相ノ奏事モアルヲ可ト思フ」と述べた平沼の認識にも表れている⁽⁸²⁾。岡野の提案は議場において異議なく受け入れられ、主査会修正案の附式では宮内大臣は国務大臣、枢密院議長とともに内閣に参集し天皇を迎え、内閣総理大臣が「神宮ノ事」、「各庁ノ事」を奏上したあとに「皇室ノ事務ニ関スル事」を奏上することが定められた。宮内大臣が抜けた天皇出御時の供奉には侍従長、侍従武官長らに加え内大臣の参加が新たに規定されている⁽⁸³⁾。

次に奏上者の変更であるが、伊藤の定本段階から「神宮ノ事」、「各庁ノ事」を奏上するのは慣例上の内閣書記官ではなく内閣総理大臣とされている。伊藤案が桂と発想を同じくするものとは考えづらいが、当時の意図は不明である。この点について、内閣総理大臣の役割を少

し論じたい。

「神宮の事」の奏上について、慣例では神宮祭主が宮内大臣に提出した奏事文から宮内大臣の名義で宮内省が奏上書を作成し、内閣書記官が代読するという形式がとられていた。⁽⁸⁴⁾ 確認しておく、儀制令によりそれが内閣総理大臣の名義による内閣総理大臣からの奏上となり、かつ省略された「各庁の事」の奏上を兼ねるとい形式（これが惰性によるものであることは先述した）が、「神事ヲ以テ万機ヲ表徴」する『年中行事報告』の解釈へ至った。しかし、審議会が「神宮の事」を内閣総理大臣による奏上としたのは専ら行政所管の観点からだった。神宮奏事については「内閣総理大臣又ハ内務大臣上奏書ヲ作成スヘキ」であり、内務大臣が奏上するという案も出されている。⁽⁸⁵⁾ 倉富勇三郎（枢密顧問官、宮内官僚）が宮内大臣名義の上奏について「宮相カ内閣ニ於テ行政ヲ議スルコトハ如何ニヤ」と触れているように、⁽⁸⁶⁾ 伊勢神宮からの祭典執行報告は純然たる内務省の行政事務であった。⁽⁸⁷⁾ こうして内閣総理大臣は行政府を代表して「神宮の事」の奏上を行うこととなった。

最後に政始の舞台の「内閣」から「宮中」への修正を検討する。この修正要求は宮内省からのものとして十三年六月の特別委員会再査第一回会議に岡野から提出された。修正の理由は「附式ニ於テ宮内大臣ノ奏事ヲ加フルカ為」であったが、儀式は宮内省所管であるという根拠から「宮中」を求める大谷正男御用係、大臣の奏上は宮中に参上するのが正当であるとの西園寺八郎御用係ら宮内省側の主張には「宮中」が有形か無形かという点⁽⁸⁸⁾における見解の一致が見られず、「宮中」という語句の挿入が目的であることが推察される。ここで宮内公文書館に「図書頭杉栄三郎関係資料」として残されている特別委員会

再修正案を参照してみると、政始を定める第三条には「宮中ニテ行ハレテ差支ナシ、只政事家問題ト云フ」との書き込みが見られる。⁽⁸⁹⁾ 「政事家」が誰を指すのかは明らかでないが、宮内官僚が政府中央の政治問題にかかわる人物を「政事家」と見做しての記述ならば、それは牧野伸顕宮相とその周辺を想定するのが最も自然であろう。「内閣」から「宮中」への修正要求は、宮内省上層の政治的意思を動機としていた。いずれも傍証にとどまるが、先述した内大臣が供奉として儀礼参列者に追加されたことも、宮内省と内大臣府の連帯を図った牧野の構想⁽⁹⁰⁾と一致する。また、時期は下るが昭和七年の上海事変後に御前会議開催の適否と形式が宮中内で議論になった際、河井弥八侍従長が天皇の閣議親臨形式を提案したのに対し、内大臣牧野が閣外の重臣参加型の会議を目指したこととも合わせて理解が可能である。昭和初期に関する茶谷誠一氏の研究⁽⁹²⁾における言葉をそのまま引用すれば、内閣の「責任政治による立憲君主制」ではなく「天皇親政強化路線による立憲君主制」を志向した牧野の補弼理念が、大正期における政始の「宮中」への奪取に既に見られるのである。

しかし宮相奏事挿入以来無形の「内閣」理解を示してきた岡野⁽⁹³⁾の消極性から結論は十月の総会に持ち越された。勅令か皇室令かというかたちで宮中・府中の別の困難が具体化した大礼使官制問題の際、同官制の制定を定めた登極令第五条にある「宮中ニ大礼使ヲ置ク」の「宮中」を場所と解釈し大礼使を首相管理（大礼使官制勅令説）と見做したという岡野は、⁽⁹⁴⁾ 政始の審議にあたって「宮中」を場所と解釈して修正を迫る宮内省側委員らの主張に対して、「内閣」を所管と解釈したうえで「政始ハ國務ナレハ宮相ノ奏事ヲ加フルモ尚内閣ニ於テ之ヲ行フヲ正当トセスヤ」との意見を曲げなかった。その後の総会におい

ても伊東総裁はじめ各委員に対して「場所ノ事ナレハ厳シク云ヘハ多少曖昧ナル点アルモ政始ヲ行フ場所ハ宮中即チ宮城内ノ一室ナルヘキモ主トシテ国政ニ関スル事故内閣ト云ヘルナリ」と「内閣」での開催規定を説明し、⁽⁹⁵⁾審議会総会議案は宮内省の修正要求を却下し「内閣」での開催を明記するものとなった。十三年審議会は「宮中」（有形）での挙行と「内閣」（無形）での挙行のどちらを制度として明文化するかが争点であり、帝室制度調査局以来皇室制度設計に関与してきた岡野には無形の「内閣」の明記が重要だったのである。ただし、「内閣」表記を正当化する理由として岡野が準備できたのは、国政に関与するという抽象的な説明と、「昔ヨリ内閣ニ於テ行ヒ来レル慣例」という主張のみであった。この脆弱な根拠、あるいは牧野らの政治ゆえか、審議会での決定は枢密院への諮詢に至るまでの間に覆される。

審議会議案は十四年三月二十八日に伊東総裁から牧野宮相へ提出されたが、六月に牧野から内閣へ合議の照会書が送られ、十一月に宮内省と内閣の間で「一部訂正」の合意が成立した。⁽⁹⁶⁾この間に行われたのは主に宮中席次をめぐる宮内省と内閣の調整と考えられるが、⁽⁹⁷⁾同時に政始の挙行が「内閣」ではなく「宮中」に修正された。八月中旬、首相官邸では内閣書記官および統計局長による条文審議が行われており、彼らの手元には既に「宮中」に修正された法令案が届いている。⁽⁹⁸⁾加えて、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「平沼騏一郎関係文書」にはその第三条および附式修正案（おそらく朱書記入）のみが独立した史料として残されており、⁽⁹⁹⁾審議会終了後に極々非公式のかたちで「内閣」から「宮中」への修正が行われたことは確かである。⁽¹⁰⁰⁾八月の首相官邸では「国家ノ儀式ハ政府ニ於テ定ムヘキ」でありまた政始は「内

閣ニ親臨セラレテ行フヘキ」国務であるため、第三条を削除すること、宮内大臣および枢密院議長をも政始の参列者から除外すること、あるいは宮相奏上を挿入するのであれば「国家並宮中ノ儀」として「政始」の名称を変更すべきことが主張された。⁽¹⁰¹⁾ここには政始の曖昧模倣な性格とそれが政体の明文化を意味する事実に気がついている法制官僚らの敏感な反応が伺える。最も強硬に反対した下條康麿統計局長は、かつて内閣書記官として政始の奏上役をつとめた経験があった。⁽¹⁰²⁾下條らの意見は宮内省にも打診されたが、既に審議決定済として却下されている。⁽¹⁰³⁾

こうして儀制令は第三条「政始ハ一月四日宮中ニ於テ之ヲ行フ」として枢密院に諮詢され、十二月八日からの審査委員会においても論点となることなく本会議もそのまま通過し、十五年一月十六日に裁可された。⁽¹⁰⁴⁾儀制令による政始がどのように行われたかは冒頭の通りである。

おわりに

本稿では、『実録』に引用された昭和十年代の『年中行事報告』における神道的イデオロギーからの政始評価の検討を起点として、明治初年から大正期に至るまで、そして大正十年代の儀制令審議のなかで政始が時々の政体イメージを背景にどのように触れられてきたかを論じた。政務報告の実態を失い儀礼性を帯びた明治初年の政始が象徴したのは、明治憲法が成立する以前における内閣臨御を方法とする宮府一体、「太政官の中の天皇」像であった。しかし、内閣臨御ではなく各大臣の補弼責任による天皇と内閣の接続を規定した明治憲法の施行と政治体制の展開のなかでそのイメージは年々薄らいでゆき、第三次

桂内閣の例のように天皇・首相関係への再解釈も行われた。大正期の政党内閣による政始解釈は、井上の予見を思えば興味深い。そして皇室制度整備のなかで広く共有された「宮中・府中の別」という観点は、皇室儀制令審議の際の政始における宮相奏上の発想へと至ったが、それは儀礼を「内閣」ではなく「宮中」での挙行に改める根拠を宮内省に与えた。審議会では修正案は法制局長官もつとめた岡野により却下されたが、条文はおそらく牧野宮相の主導により非公式に修正された。このことは天皇と内閣の儀礼であった政始を牧野宮相らの宮内省へ開くことを意味した。それは同時に政始を伊藤や井上が構想した立憲政体像から剥離させ、天皇の儀礼として無限の再解釈を可能とした。儀制令は枢密院に諮詢され大臣副署が付されている。政始は、どちらの手続きも経ていない皇室祭祀令に基づいて「天皇の私事」と極めて近いところに定位された「宮中祭祀」とは異なる。それは天皇の私的空間での国務儀礼であった。『年中行事報告』で行われているのは、穂積憲法学の「国体」概念を利用して言えば、「法理上以外の「国体」の意味を、法理上のなかに無限に引き入れる」⁽¹⁰⁾ことにほかならない。昭和十年代の祭政一致、「奉仕精神」解釈との関連は別途検討が必要となるが、諸政治勢力による天皇権威および神道的用語の濫用を特徴とする昭和期に突入する以前に、宮中勢力の行動によって、方法の相違はあれど明治以来の政治制度設計者や法制官僚らが志向した法理上の君主像から天皇が放たれ混沌の前提を準備していたことは、政始を通じた本稿の成果として強調してもよいだろう。

註

(1) 昭和二年一月の天皇は体調不良のため各種儀礼、祭祀に出御せ

ず、政始も取りやめとなった。宮内庁『昭和天皇実録 第五』東京書籍、二〇一五、六二二頁、昭和二年一月四日。以下『昭和天皇実録』については『実録』と表記し、巻号と頁数は省略する。

(2) 国分航士「明治立憲制と「宮中」」『史学雑誌』一二四九、二〇一五、西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」近代日本研究会編『宮中・皇室と政治』山川出版社、一九九八、高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争 上・下」『社会科学』三二・三四、一九八三・一九八四を参照。

(3) 宮内公文書館所蔵『現行宮中行事調査部報告』(原稿版) 一〜六(請求番号G4217~G4226)には一頁目に校了を表すと思われる昭和十四年十二月から翌年五月までの日付が記入されている。宮内省図書寮『現行宮中行事調査部報告 首巻』(宮26209)の例言によると「期間短小ナル為報告書執筆ヲ急」⁽¹¹⁾いだという。以下、宮内公文書館所蔵史料については宮(請求番号)と表記し、複数の史料がひとつの請求番号に含まれる場合は個別の史料名を表記し請求番号に「所収」を付した。

(4) 同前。宮内公文書館にはタイプ打ちに手書き修正が記入された原稿版とその修正を踏まえた清書版とが所蔵されており、本稿では原稿版を典拠としている。

(5) 歴史編上下・現勢編からなる『日本文化大観』の編纂出版、『宸翰榮華』の編纂出版など。紀元二千六百年奉祝会編『天業奉頌 紀元二千六百年祝典要録』同、一九四三、二四四頁。紀元二千六百年式典の文化的背景と意義については古川隆久『皇紀・万博・オリンピック』中央公論社、一九九八。

(6) 『現行宮中行事調査部報告 政始 原稿』(宮G4221、以下

『年中行事報告』一九〇二頁。

- (7) 広範に参照される資料である『実録』におけるこの事象と評価の年代齟齬は特に天皇制および「国家神道」研究との関連において留意されるべきと考える。本稿では詳細に論じ得なかったが、この間には「狭義の国家神道」が「広義の国家神道」へ暴力的に回収される過程が含まれていると思われるからである。「国家神道」研究の整理と批判については藤田大誠「『国家神道』概念の有効性に関する一考察」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四八号、二〇一一。
- (8) 神宮祭典の奏上は昭和二十年十二月十五日の所謂「神道司令」によって廃止された。『実録』昭和二十一年一月四日。日本国憲法の施行に伴い政始は昭和二十二年をもって廃止され、翌年からは掌典長から神宮および皇室祭祀に関する奏上を受ける奏事始の儀が開始された。『実録』昭和二十二年、二十三年一月四日。
- (9) 『年中行事報告』一六頁。なお「奉仕」としての「まつりごと」観念を通史的に概説したものととして相原耕作「まつりごと（政治）」、米原謙編『「まつりごと」から「市民」まで』晃洋書房、二〇一七。
- (10) 網野善彦ほか編『王権と儀礼』岩波書店、二〇〇二。
- (11) 青木保『儀礼の象徴性』岩波書店、二〇〇六、二二一頁（初版は一九八四）。
- (12) 古典的業績として安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、二〇〇七（初版は一九九二）、第六章、宮地正人『天皇制の政治史的研究』校倉書房、一九八一ほか。高木博志『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、一九九七、小倉慈司、山口輝臣『天皇と宗教』講談社、二〇一一も参照。儀礼については天皇制のなかの和歌の儀礼性を取り上げた最新の成果として末松文美士「儀礼と創造」荻部直ほか編『儀礼と創造』岩波書店、二〇一七。
- (13) 阪本是丸「昭和戦前期の『神道と社会』に関する素描」、國學院大學研究開発推進センター編『昭和前期の神道と社会』弘文堂、二〇一六。「神道的イデオロギー」が意味する内容については神道の用語に修飾される主義主張という同論文における理解に依拠する。
- (14) 明治期における政治制度の選択の過程と運用の概説として前田亮介「大日本帝国憲法」小林和幸編『明治史講義』（筑摩書房、二〇一八）参照。
- (15) この意味で本稿は「明治初年の祭政一致や神道国教主義と、十五年戦争期の超国家主義や神道の強制という二つの時期の間」にある「固有の近代日本」（前掲安丸、二〇六頁注）へのアプローチである。
- (16) 関連して、中世から近世に至るまでの神宮伝奏とその機能を検討した最新の成果として渡辺修『神宮伝奏の研究』山川出版社、二〇一七、賀茂奏事始の実態については所功「賀茂奏事始」に関する覚書『京都産業大学日本文化研究所紀要』第二号、一九九七が詳しい。また本稿執筆中の閲読は叶わなかったが日本史史料研究会監修・神田裕理編著『伝奏と呼ばれた人々』ミネルヴァ書房、二〇一七が刊行されている。
- (17) 『建武年中行事』の史料批判としては佐藤厚子『中世の国家儀式』岩田書院、二〇〇三を参照。
- (18) 水川神社が奏事始の対象となったのは明治元年の天皇東京行幸

の際に「鎮守勅祭の社」に定められたためである。『年中行事報告』二四一～二四二頁。

- (19) 以上『明治天皇紀』明治二年一月十一日、十二日、明治三、五年一月四日。明治二年の各奏事始の日程は近世以来の慣例に則ったものであった。明治四十一年「皇室儀制令案定本」(宮86719所収)。

- (20) 『年中行事報告』二四七～二四八頁。

- (21) 『明治天皇紀』明治六年一月四日。

- (22) 『実録』大正十一、十三、十四年一月四日。

- (23) 藤田大誠「国家神道体制成立以降の祭政一致論」阪本是丸編『国家神道再考』弘文堂、二〇〇六、三六六頁。

- (24) 神社界や敬神者内に限られない「祭政一致」論の高まりは、「祭政一致」をスローガンとした林銑十郎内閣(昭和十二年二月発足)がひとつの契機とされる。前掲藤田(二〇〇六)、三八七頁、前掲阪本二六～二八頁。

- (25) 『明治天皇紀』明治二年一月四日。

- (26) 以上、『明治天皇紀』各年一月四日。伊藤博文による内閣制度構築までの道程に位置づけられる、参議・省卿分離改革に伴い制定された明治十三年三月十七日「内閣日則」は、内閣会議の権威化と天皇と内閣の一体化として評価される。坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』講談社、二〇二二(初版は吉川弘文館、一九九一、本稿の引用頁は初版に拠る)二四頁。

- (27) 『明治天皇紀』明治十一年一月四日。

- (28) 『明治天皇紀』明治十二年一月四日。明治十二年には原則として大臣は火、木、土、参議は月、水、金に祇候することとされた

ので、政務上奏自体は毎日行われ得る状態となった。

- (29) 永井和「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」『京都大学文学部研究紀要』四一、二〇〇二、一八一～一八五頁。中野目徹『近代史料学の射程』弘文堂、二〇〇〇も参照。明治十二年の天皇親裁制度整備について政府内構想の相違に更に踏み込んだ成果として川越美穂「人格と制度の親裁構想」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五四号、二〇一七。

- (30) 坂田吉雄『天皇親政』思文閣出版、一九八四。明治期の天皇親政については同書および渡辺昭夫「侍補制度と『天皇親政』運動」、『展望日本歴史 明治憲法体制』(東京堂出版、二〇〇二、論文初出は一九六一)、大久保利謙「明治初年における天皇親政思想とその波瀾」『明治維新の政治過程』吉川弘文館、一九八六、御厨貴「大久保没後体制」『幕末・維新の日本』山川出版社、一九八一(のち『明治史論集』吉田書店、二〇一七収録)、飛鳥井雅道『明治大帝』筑摩書房、一九九四、安田浩『天皇の政治史』青木書店、一九九八、前掲坂本など。

- (31) 『明治天皇紀』各年一月四日、『年中行事報告』二六五頁。

- (32) 三十年は体調不良のため出御なく、三十一年は宮中喪(英照皇太后逝去)のため中止された。『明治天皇紀』明治三十年一月四日、三月十七日、三十一年一月一日。ただし、宮中喪終了後には明治三十一年の奏事始が侍従長徳大寺実則から言上書の捧呈というかたちで実施された。同、明治三十一年一月十三日。

- (33) 前掲渡辺昭夫、一二四頁。元田ら侍補は君徳補導的天皇親政の観点から政治介入を図ったが、政府は天皇親臨の場面を増やすことで天皇親政の形式をつくった。大久保は自由民権運動の高まり

も天皇臨御の制度化理由に挙げている（前掲大久保、三五二頁）。

(34) 明治十二年三月に公表された天皇の聖旨の閣議草案より。

「建議」三条家文書、書類四一―一二一。前掲川越、四六頁。

(35) 前掲渡辺昭夫、一一一頁。渡辺は、慶応四年春の宮中改革の一部として太政官を二条城から宮中へ移転させ天皇と太政官を直結させた大久保利通が言う「宮中府中一体」を「太政官の中の天皇」と表現する。

(36) 『明治天皇紀』明治十年八月十五日。

(37) 前掲渡辺昭夫、一二六頁。政府の内閣という場への拘りは、前述の明治十一年一月からの祇候開始が元田永孚、吉井友実ら侍補の周旋であった（同一二五頁）ことと対比可能である。

(38) 前掲坂本、第四章、前掲大久保、三四三―三四五頁。大久保は井上の提案する内閣臨御方式を伊藤の立憲君主像の具体的方法として直線的に接続するが、坂本は憲法草案における内閣臨御条項、補弼条項への伊藤と井上の明確な意見の差異を指摘する。なお坂野潤治『近代日本の国家構想』岩波書店、一九九六（論文初出は一九九二）、一七三―一七四頁は内閣臨御と内閣への全体責任を合わせて伊藤が憲法において目指した天皇と内閣の一体性とし、井上の連帯責任忌避と対比させている。井上毅については坂井雄吉『井上毅と明治国家』東京大学出版会、一九八三も参照。

(39) 坂本一登「明治憲法体制の成立」『岩波講座 日本歴史』第一六卷、岩波書店、二〇一四、一五―三二頁。

(40) 前掲坂本（一九九二）、一七三頁。八八頁表も参照。伊藤にとつて内閣臨御とは天皇親政運動時しかり二〇年の危機しかり政府の非常時対策でしかなかったと思われる。同前、二二九頁。

(41) 甲案乙案作成前の一八八七年四月、天皇の内閣臨御を憲法に規定すべきかについての井上の質疑に対するロエスレル回答。国王が臨御しない英国の大臣会議についてロエスレル曰く「顧フニ此

ノ会ニ於テ国王ヲ避クルノ理由ハ全ク英国ノ議院政治ニ起因スルモノナリ」。伊藤博文編『秘書類纂』第十一卷（秘書類纂刊行会、一九三三）三六六―三六八頁。稲田正次『明治憲法成立史』下巻（有斐閣、一九六二）二六―二七頁も参照。

(42) 前掲坂本（一九九二）、二三六―二三八頁。

(43) 前掲大久保、三四六頁。

(44) 『明治天皇紀』明治三十四年一月四日。

(45) 『明治天皇紀』明治二十四年一月四日。

(46) 『明治天皇紀』各年および後述の帝室制度審議会での議論より。宮内公文書館が所蔵する各年の『儀式録』に拠れば詳細が判明するものと思われるが、本稿ではそこまでの調査に至っていない。

(47) 『大正天皇実録』大正二年一月四日。なお新聞報道によれば桂は第一次、第二次内閣中にも何度か自ら政治の奏上を行っている（明治三十九年、明治四十四年の『東京朝日新聞』一月五日報道など）、『明治天皇紀』では事実確認が出来ずまた大正期には公式記録と新聞報道の不一致も見られるため記事の信憑性には前述の通り『儀式録』等による検討が必要と思われる。なお第一次内閣中の明治三十五年には桂ではなく内閣書記官が奏事文を奉読していることが同年『儀式録』から確認できる（『年中行事報告』より）。

(48) 坂野潤治『大正政変』ミネルヴァ書房、一九八二（のち『明治国家の終焉』筑摩書房、二〇一〇）。

- (49) 青木保「儀礼という領域」、同編『儀礼とパフォーマンス』岩波書店、一九九七、九頁。
- (50) 『伊東已代治伝』下、一九三八、九〇一四頁。
- (51) 前掲国分(二〇一五)、同「明治立憲制における宮中と府中の関係」(博士学位論文、二〇一七)。「宮中」領域の可変性への着目において本稿は氏の研究から大きく示唆を得ている。
- (52) 以下、帝室制度審議会の事実経過については注(2)各文献を参照。
- (53) 前掲西川、九二〇九三頁。
- (54) 前掲西川、一一三〇一四頁。大正十年の諸論点については崎島達矢「摂政の形成・運用」(二〇一六年十月二十四日、東京大学大学院日本近代政治史ゼミ報告)が検討を加え、本稿もその内容に大いに依拠している。また儀制令における宮中席次審議の経緯については西川「大正期の宮中席次」『日本歴史』六四八号、二〇〇二・五、四八〇五一頁。西川氏は審議会の検討にあたり主に東京大学大学院法学政治学研究所附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵「岡本愛祐関係文書」を利用されているが、本稿では主に宮内公文書館所蔵の審議会関係史料を扱った。
- (55) 「帝室制度審議会関係書類 皇室儀制令」(宮85719所収)。
- (56) 定本に至るまでに大観兵式、大観艦式、陸軍始式、海軍始式を朝儀に数える草案が存在するが軍部所管事項としてこれらは儀制令の対象から外された。「皇室儀制令」(大正)「(宮93228)。(宮85719所収)。
- (57) 「皇室儀制令再査二関スル予決問題」(大正十年二月二十二日)(宮85719所収)。
- (58) 宮内省の事務拡張を図る二上のこうした態度は、勅令とするか
 皇室令とするかを論点とした同じく帝室制度審議会での位階令審議のなかにも見られる。前掲西川(一九九八)、一一二頁。
- (59) 親任式は皇室令でなく勅令である公式令のなかで規定されていた。
- (60) 以上、大正十年三月十七日第九特別委員会第一回議事要録(宮85719所収)。以下、帝室制度審議会の議事要録については同史料に拠り、「大正」表記を省略する。
- (61) 十年三月十七日第九特別委員会第一回議事要録。
- (62) 十年二月九日特別委員主査会第二回議事要録。
- (63) 「皇室儀制令案定本」(宮85719所収)。
- (64) 皇室儀制令議論における摂政問題については前掲崎島。
- (65) ただし「天事故アルトキ」の文言は定本以前の草案にも存在するものであり、寧ろ定本になる直前で表記のみが「喪ニアル時」に修正されている。「皇室儀制令第一章修正案」「皇室儀制令第一章別案」(ともに宮93228所収)、「皇室儀制令義解草案」(宮93278)における修正より。
- (66) 十年三月十七日第九特別委員会議事要録。以下すべて同じ。
- (67) 岡野は議事要録中一度だけ「政始式モ講書始式ト同シク臨御ヲ必要トスル提案」との認識を示すが(十年二月九日特別委員主査会第二回議事要録)、後に同会では「講書始式ニ限り天皇ノ親臨ヲ必要」とすると説いたと振り返っている(十年三月十七日第九特別委員会第一回議事要録)。
- (68) 「皇室儀制令附式案」(宮85719所収)。儀注の意味については十三年十月八日総会再査第一回議事要録。
- (69) 『実録』大正十一年一月四日。

(70) 十三年七月一日第九特別委員会再査第三回議事要録。

(71) 皇太子が初めて演習を統監した大正十年秋の陸軍特別大演習では皇太子が講評を行ったが、翌年の同大演習では参謀総長上原勇作が講評し、続けて「朕参謀総長ヲシテ演習ノ経過ニ就キ講評セシメタリ」から始まる勅語を皇太子が朗読している。『実録』大正十年十一月十五日、十一年十一月十八日。

(72) この内閣意見が審議会に提出された同じ月に松方正義が世を去り元老は西園寺のみになる。政治体制と統合主体の移行については村井良太『政党内閣制の成立』有斐閣、二〇〇五。

(73) 「皇室儀制令案 大正十三年七月特別委員会再修正案」、「皇室儀制令附式草案 大正十三年七月特別委員会議決」(ともに宮85719所収)、前掲西川(一九九八)、一一四頁。なお西川はこの儀注節略という皇室喪儀令制定時にも見られる宮内省の「フリーハンド」の獲得を、煩瑣な儀式を明文化する上での宮内省の消極的処置と捉えるが(二〇二〜二〇三、一一四頁)、筆者は少なくとも皇室儀制令についてはより個別的な問題(代理不可問題)への具体的対応と考える。倉富「御名代ナクトモ天皇出御ナクトモ凡テ之ヲ儀注節略ト見ルカ」、岡野「然リト思フ」。十三年十月八日総会再査第一回議事要録。

(74) 「皇室儀制令案 大正十年七月二十三日総会修正案」(宮85719所収)。

(75) 十年一月二十一日特別委員主査会第一回議事要録。

(76) 前掲西川(一九九八)、一一四頁。

(77) 有賀長雄の皇室制度論と合わせてこの点を強調したものととして
瀧井一博『伊藤博文』中央公論新社、二〇一〇、第五章。

(78) 「皇室儀制令案定本」(宮85719所収)。

(79) 「皇室儀制令参考書」(宮93388所収)。

(80) 岡野は「皇室ノ事ハ宮内大臣奏上シ政府ノ事ハ國務大臣カ奏上スルハ当然ノ事理」とも述べている。十三年六月十六日第九特別委員会再査第一回議事要録。

(81) 前掲国分(二〇一五)。

(82) 十三年十月十四日総会再査第二回議事要録。

(83) 「皇室儀制令附式」(宮85719所収)。

(84) 十三年六月十六日第九特別委員会再査第一回議事要録。

(85) 十年三月十七日第九特別委員会第一回議事要録、岡野発言、十三年六月十六日第九特別委員会再査第一回、二上発言。

(86) 十三年十月十四日総会再査第二回議事要録。

(87) 神宮は明治三十三年以来内務省神社局の所管であった。戦前の国家神道をめぐる行政関与については前掲藤田(二〇〇六)を参照。

(88) 「宮中」の有形、無形解釈については前掲国分(二〇一五)、同(二〇一七)。

(89) 「皇室儀制令案 大正十三年七月特別委員会再修正案」(宮85719所収)。杉は宮内省書記官として帝室制度審議会幹事をつとめた経験があり、当時は宮内省参事官。

(90) 茶谷誠一『昭和戦前期の宮中勢力と政治』吉川弘文館、二〇〇九、一九頁。同時期の政局のなかの牧野については伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』名古屋大学出版会、二〇〇五、小宮一夫「山本権兵衛(準)元老擁立運動と薩派」前掲『宮中・皇室と政治』所収。

- (91) 前掲茶谷、三六頁。
- (92) 前掲茶谷、特に第一章〜第四章。
- (93) 宮相奏事追加に伴い「第二(三)条中内閣ニ於テ宮中ニ於テト改メテハ如何」という提案に対し岡野は「第三条ニ内閣ニ於テトアルハ天皇内閣ニ臨御シテト云フ意ナリ」と答えている。十年一月二十一日特別委員主査会第一回議事要録。
- (94) 前掲国分(二〇一五)注七六、松野真一郎「岡野先生からの御恩」六樹会『六樹先生追憶談』一九五〇、八四頁。
- (95) 十三年十月八日総会再査第一回議事要録。
- (96) 「帝室制度審議会関係書類 重要皇室令案経過書」(宮94482)
- (97) 前掲西川(二〇〇二)、五〇〜五一頁。
- (98) 内閣総理大臣官房総務課資料(国立公文書館所蔵)『皇室儀制令に関する件』(資00204100)。
- (99) 「皇室儀制令義解整理案中抄」、「平沼騏一郎関係文書」二四一―一五。
- (100) 「審議会ニ対シ内閣ト合議ノ後修正シタル事項」(宮90096)なる史料にも政始については何ら記述がない。
- (101) 前掲『皇室儀制令に関する件』。
- (102) 「本日の政始式」『東京朝日新聞』大正六年一月四日朝刊、『実録』同十二年一月四日。
- (103) 前掲『皇室儀制令に関する件』。
- (104) 枢密院関係文書(国立公文書館所蔵)『枢密院委員会録・大正十五年』(枢B00012100)、『枢密院審査報告・大正十五年』(枢C00029100)。
- (105) 本稿は「神事を以て万機を総攬」する評価の根拠のひとつ、
- 「皇室の事務」が「宮中祭典」をもって奏上される点の検討に踏み入ることができなかった。ただ、皇太子裕仁の摂政就任後、摂政が代理しうる職務の選定に困難を認めた宮内省が、皇室の事務をすべて「祭祀」と同一に解釈することでほとんどの皇室事務を摂政による総攬が可能であるとの道を発見していたという指摘を紹介しておきたい。前掲国分(二〇一七)第三章第二節、「摂政の大権と皇室の事務との関係に関する件」(宮21830-1)「重要雑録 大正十二年」所収)。
- (106) 前掲山口、二五二頁。
- (107) 中村雄二郎「民法典論争と美濃部・上杉憲法論争」『近代日本における制度と思想』復刊版、未来社、一九九九、九七〜九八頁。法理上以外の「国体」とは、「自然的、心情的、呪術的なもの」であり、「それが『法理』に逆流しだすと、とどまるところを知らず、その結果、もつとも非法理的なものもつとも法理的な姿をとって、少なくとも最高度に法理的であることを自称して、あらわれる事態が生ずる」(同九八頁)。
- (108) 前掲阪本。